

監事監査報告書

令和7年5月26日

学校法人甲南学園
理 事 会 御 中

学校法人甲南学園

監事 植村 武雄 ㊟

監事 池田 芳則 ㊟

私たち監事は、私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人甲南学園寄附行為（令和6年4月1日施行）第10条の2の規定に基づき、学校法人甲南学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧し、主要な部署において業務の遂行及び財産の状況、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監査しました。また、監査法人（有限責任あずさ監査法人）から、会計監査の計画、方法並びに監査状況の報告を受けるとともに、それらを参考として、計算書類等につき必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人甲南学園の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- （2）計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、並びに財産目録は、会計帳簿の記録と合致しており、本法人の収支の状況及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- （3）本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上